

令和3年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和3年第1回志賀町議会定例会会議録

令和3年3月2日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部		亮		
住	民	課	長	西		清	孝		

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課参事	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第34号（提案理由説明）

日 程 第 5 町長提出 議案第24号及び第25号（質疑・委員会付託・討論・採決）

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、11番 冨澤軒康君、12番 櫻井俊一君を指名します。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第34号(提案理由説明)

寺井強議長 次に、本日町長から提出のありました、承認第1号及び議案第1号ないし第34号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 令和3年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国的な新型コロナウイルスの感染状況については、昨年末から、大都市圏を中心に感染者が急増したことを受け、国は、1月7日に、首都圏の1都3県に、続く13日には、大阪、京都、愛知などの7府県に緊急事態宣言を発令し、2月7日までを対象期間として、飲食店の営業時間の短縮や不要不急の外出を控えるなどの要請をしました。

その効果もあって、1月中旬以降、感染者数は減少傾向に転じましたが、2月2日には、医療提供体制の状況から、10都府県で宣言の期間を1か月延長し、その後、首都圏の1都3県を除く6府県では、感染状況の改善が見られたことから、2月末をもって、解除されたところであります。

こうした状況の中、本県においても、昨年12月以降、カラオケ喫茶をはじめ、病院や福祉施設、成人式前後の会食等でのクラスターが相次いで発生し、感染者は急増することとなりました。

これを受け、県では、1月21日に感染拡大警報を発出し、大人数での会食や感染拡大地域との不要不急の往来を自粛するよう要請しました。

また、2月に入り、接待を伴う飲食店で連続して5件のクラスターが発生し、若者を中心に感染者が急増したことから、12日に飲食・若者感染拡大特別警報を発出し、金沢市の片町・木倉町の飲食店を対象に、3月7日までの営業時間の短縮を要請するなど、感染拡大防止の徹底を図っているところであります。

本町においては、昨年12月以降、4人の感染が確認され、累計の感染者数は5人となっております。

町としては、町民の皆様の感染予防に対するご理解とご協力により、感染者数は低い数字で抑えられていると思っておりますが、引き続き、予断を許さない状況が続いております。

皆様には、今後も、継続して感染予防に努めていただくようお願いを申し上げます。

こうした状況下において、本県でも、先月19日から、国立病院などの医療従事者を対象に、新型コロナワクチンの先行接種が始まりました。

ワクチン接種のスケジュールについては、まずは、医療従事者から接種し、現在の国の計画では、ワクチン確保の状況も踏まえ、4月以降に、65歳以上の高齢者、続いて、高齢者以外で基礎疾患のある方と高齢者施設の従事者への接種を行い、その後、一般の住民接種へ移行する予定となっております。

住民接種については、市町村がその役割を担うこととなります。

現在、町では、郡市医師会のご協力の下、志賀地域と富来地域で、それぞれ集団接種を行い、加えて、各医療機関の協力を得て、個別接種も実施する計画で調整を進めているところであります。

国のワクチン供給のスケジュールにもよりますが、町では、3月下旬に65歳以上の高齢者にワクチンの無料接種券を郵送し、以降、順次、接種対象者にご案内していく予定であります。

ワクチン接種に関しては、連日テレビ等で報道されているとおり、その目的は、感染する前に接種をし、体を守る抗体を持つことで、発症を予防し、重症者や死亡者の発生を減らし、併せて、多くの人が接種することにより、集団免疫を獲得し、感染の蔓延防止を図っていこうとするもので、感染収束への切り札として期待されているところであります。

既にワクチン接種を実施している諸外国においても、一部、副反応が確認されているようですが、その有効性が確認されているところでもあり、町としては、町民の皆様安心して接種していただけるよう、万全の体制を整え、実施していきたいと考えております。

ワクチン接種に関する様々な情報につきましては、広報しか、町ホームページ等で周知していきますので、町民の皆様におかれましては、ぜひ、接種していただくようお願いを申し上げます。

続きまして、令和3年度の当初予算案について、その概要をご説明いたします。

令和3年度一般会計当初予算については、対前年度9億3千万円増の127億7,000万円となっております。歳入では、自主財源の根幹をなす町税収入で、大規模償却資産にかかる固定資産税のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得や企業収益の落ち込みから町民税が減少し、全体で1億8,500万円余りの減収、さらには、合併算定替特例の終了及び令和2年国勢調査人口の減少見込みによる普通交付税の減収のほか、コロナ禍における経済活動の落ち込みに伴う地方消費税交付金の減収などにより、財源の確保が大変厳しい状況となっております。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種事業や、公共施設の手洗いの自動水栓化、新生児応援特別給付金をはじめとする町民生活を下支えする各種の支援施策等を継続して実施していくと共に、新たな移住定住促進住宅地整備にかかる基本調査、すばる幼稚園の改築に対する助成やケーブルテレビ事業の経営移譲、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業など、町の将来を見据え主要施策を積極的に展開していくこととしております。

財源の確保が難しい中で、これらの事業の実施には、多額の費用を要することから、財源の不足分を財政調整基金からの繰り入れなどで、対応せざるを得ない状況となっております。

このように、大変厳しい財政状況の中での予算編成となりましたが、今定例会には、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災対策等にかかる国の3次補正を受けて、補正予算を計上しているところであり、新年度においては、この補正予算と当初予算を合わせて一体的に編成することにより、切れ目のない事業の推進を図っていくこととしております。

新型コロナウイルスの収束は、まだ見通せない状況ではありますが、町としては、引き続き、各種の感染防止対策を徹底し、町民の健康と暮らしを守ると共に、ウィズコロナ時代における社会変革にも的確に対応しながら、地域経済の回復や地方創生など、さらなる町の発展に向けた取組を推進していきたいと考えております。

一般会計については、以上であり、そのほか、特別会計と事業会計を合わせた予算総額は、対前年度約6億8,000万円増の244億7,870万2,000円となっております。

以降、新年度予算に係る主な施策について、順次ご説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策事業についてであります。

本町では、新型コロナ対策関連予算として、これまで7回にわたる補正予算を編成し、感染防止対策や町民や企業・事業者の皆様への支援事業の実施など、スピード感を持って対策を講じてきたところであります。

新年度におきましても、まずは、感染防止対策の徹底を図っていくことが重要であると考えており、町民の皆様へのワクチン接種を迅速かつ的確に実施すると共に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、保育園や図書館などの手洗いの自動水栓化をはじめ、小中学校や避難施設等における感染症対策備品を購入するなどし、その対策を強化していきます。

また、令和4年4月1日までに生まれた新生児に対し、1人あたり10万円を支給する新生児応援特別給付金事業のほか、コロナ禍において、町外で頑張っている本町出身の学生を支援するために、志賀産米を贈るふるさと志賀産米学生応援事業などを継続して実施し、町民生活を支援していきます。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地みらいとうぶの分譲状況につきましては、全79区画のうち、78区画が売却済みとなり、残り1区画となっております。

先の定例会における福田議員のご質問に対し、お答えしましたように、みらいとうぶの分譲は、移住定住の促進、人口減少の抑制、さらには、民間企業が、みらいとうぶに隣接する土地を開発し、分譲することにもつながるなど、一定の成果があったものと考えております。

また、昨年から続くコロナ禍における感染拡大の懸念から、テレワークやリモート会議等、遠隔地での働き方が普及し、それが追い風となり、地方への移住の関心が高まっているところであります。

このことから、町では、分譲地の需要は、まだ見込めるものと考え、この機会を逃すことなく、みらいとうぶに隣接する新たな用地を確保し、住宅地を造成したいと考えており、新年度においては、基本調査にかかる予算を計上しております。

また、継続して、移住者やUIターン及び新規学卒者を対象とした各種助成金・奨励金制度を実施していくと共に、新たに、本町への移住を考えている方が、移住体験や住居・仕事探し等で、町内施設に宿泊する場合の宿泊費の一部を助成する移住体験宿泊助成金制度を創設し、さらなる移住定住を促進していきます。

次に、観光振興による交流促進についてであります。

町では、新年度において、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地方独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、国のプログラムを活用し、民間企業の社員を地域おこし企業人として受け入れ、町の観光振興業務にあたっていただくこととしております。

現在、派遣元の旅行代理店関係の企業と最終調整を行っているところでありますが、活動期間は最長3年間で、受け入れは、1年ごとの更新とする予定であります。

4月1日に協定を締結し、赴任していただく予定であり、地域おこし企業人には、本町への旅行商品の開発や販売促進、さらには、志賀町観光協会の支援業務などを担当していただき、アフターコロナを見据えた、観光誘客の促進と交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、結婚・子育てサポートの充実についてであります。

本町では、国の方針に基づき、町内すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援事業を強化するため、新年度より、住民課に子ども家庭総合支援拠点を設置することとしました。

拠点には、保育士などの資格を有する子ども家庭支援員2名を配置し、育児や子育てに関する不安や悩み、子どもの貧困、家庭内での虐待やDVなどの様々な相談に応じ、必要な支援を継続していきます。

また、町では、若い世代の結婚から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を実施していくため、独身男女の出会い協働プロジェクト事業をはじめ、出産祝金や多子世帯入学祝金の交付、不妊治療や妊産婦医療費助成など、様々な施策を実施してきたところであります。

新年度においては、経済的理由から結婚に踏み切れない若者を支援するため、家賃や引越費用など、新生活にかかる費用を助成する結婚新生活支援事業を実施することとしました。

対象は、国の補助制度に合わせ、婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下、かつ、世帯所得が400万円未満の新規の婚姻世帯とし、国・町、合わせて、最大30万円の支援が受けられることとなります。

結婚をお考えの方は、ぜひ、ご利用をいただきたいと思っております。

そのほか、0歳から18歳までの子どもの医療費助成については、本年4月1日から、医療機関の窓口での支払いが不要な、現物給付方式とし、子育て世帯の負担を軽減すると共に、新たに、出産後の早期から育児の支援を必要とする母子に対し、必要な保健指導を行う産後ケア事業を実施していきます。

次に、保育施設・サービスの充実についてであります。

志賀地域の公立保育園の今後のあり方につきましては、これまでご説明してきましたように、人口減少、少子化が進行する中で、入所児童数は、すべての保育園で定員を下回り、施設や設備の老朽化が進み、維持管理費が増加しております。

さらには、保育環境の充実を民間の力を活用して行っていくという国の方針のもと、公立保育園の建設・運営に対する国の財政支援が受けられなくなったことなどから、町では、すばる幼稚園の移転を機に、同園との連携をさらに強化し、

町の保育・子育て環境の充実につなげていきたいと考えております。

先月2日には、すばる幼稚園の新しい園舎の起工式が行われ、私も出席してきたところであります。

建設地は、みらいとうぶに隣接する町有地で、敷地面積は7,850平方メートル、鉄骨2階建てで、延べ床面積は、現在の園舎の1.5倍の2,075平方メートル、定員は、現在より35人増の250人となっております。

現在、みらいとうぶには、多くの若い世代の方々が定住されております。

また、市街地や小学校にも近く、送迎にも便利な立地にあり、この地にすばらしい機能を持った新しい園舎が建設され、来年4月から、質の高い教育・保育が行われることにより、子育て世代にとって、欠くことのできない施設として親しまれ、若い世代に対する本町の魅力向上にもつながるものと考えているところであり、新年度においても、園舎改築事業に対する補助金を交付し、支援していきます。

次に、企業誘致の推進についてであります。

先日の新聞報道にもありましたように、能登中核工業団地で、サーバー製造やデータセンター事業を行う株式会社ハイレゾが、業務の拡大に伴い、第2工場を増設する計画を発表しました。

投資額は約28億円で、本年4月に建設工事に着手し、来年1月の操業開始を目指す計画であり、新たに15人の地元採用を予定しているとのことであります。

同社におかれては、能登中核工業団地初のIT関連企業として、令和元年8月に操業を開始され、その際、将来的な工場増設のお話もありましたが、こんなにも早く現実のこととなるとは思っておらず、大変驚くと共に、喜んでいるところであります。

町としては、今後とも、株式会社ハイレゾに対し、可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

なお、増設する土地は町有地であることから、今定例会に、工場用地売り払いにかかる財産処分の議案を提出させていただいております。

今回の工場用地売り払いにより、同団地の分譲率は、約95パーセントとなります。

町では、一昨年から、日立製作所裏に位置する土地に、新たな工場用地の

整備を進めてきたところであり、今年度で、進入道路など、すべての工事を終えることとなります。

コロナ禍における働き方の見直し等により、地方への関心が高まっている中で、町としては、新年度においても、積極的に誘致活動を推進し、雇用の拡大を図っていきます。

次に、スポーツの振興についてであります。

新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大により、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックが、今年開催されます。

まだ不確定な要素もありますが、町では、これまで、開催を前提に、事前合宿の受け入れに向け、様々な準備を進めると共に、今年度は、アゼルバイジャン共和国とのホストタウン交流として、障害者就労支援施設での応援旗の製作をはじめ、町民の応援メッセージやアゼルバイジャン国歌のコーラスを収録したPR動画の制作、富来中学校の生徒とパラリンピックアスリートとのオンライン交流会などの事業を実施してきたところであります。

大会本番となる新年度においては、まずは、オリンピック・レスリング競技のアゼルバイジャンとジョージア、アルバニアの3カ国の代表チームの事前合宿を受け入れ、その後、パラリンピックの陸上や柔道競技などに出場するアゼルバイジャン代表チームを受け入れする計画であります。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念されるところでありますが、町としては、国のガイドラインに基づく感染防止対策を徹底しながら、万全の体制で受け入れし、オリンピック・パラリンピックの開催効果を少しでも取り込みたいと考えております。

併せて、接触を伴わないオンラインなどにより、アゼルバイジャン共和国とのホストタウン交流を継続して行い、国際交流の推進にもつなげていきたいと考えており、新年度においては、これらにかかる関連経費を予算計上いたしております。

次に、防災体制の充実についてであります。

近年の自然災害が頻発する中、先月13日に、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、福島県や宮城県では、震度6強を観測する激しい揺れに見舞われ、大きな被害を受けました。

この度の地震により、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

災害は、時と場所を選ばず、発生します。

このことから、災害時における防災情報は、迅速かつ確実に伝達することが求められます。

今月号の広報しかにも掲載させていただきましたが、町では、本年4月1日から、新たな防災行政情報発信システムの運用を開始することとしました。

新システムでは、1人の職員がパソコンやスマートフォンに入力するだけで、防災行政無線をはじめ、しかチャン、電話やファックス、タウンメールなど、すべての機器やツールへ一斉送信することができ、導入費はもとより、維持管理費も低額となります。

町としては、この新システムの導入により、災害時等における迅速で確実な情報発信につなげていきます。

また、町では、昨年12月24日に、町のケーブルテレビ事業の管理運営に関し、金沢ケーブル株式会社と設備譲渡契約の前提となる覚書を締結しました。

本町のケーブルテレビネットワーク施設は、平成20年10月の供用開始以来、既に12年が経過しました。

この間、技術革新に伴う設備の高度化が進み、利用者ニーズも多様化してきており、財政面、人材面において、今後、町で対応していくことが厳しい状況になることから、民間への事業移行について、検討を進めてきたところであります。

こうした中で、昨年5月に、国の公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインが示されたこともあり、さらなる情報通信基盤の効率的な管理運営を図っていくため、本事業に精通している金沢ケーブル株式会社に設備を無償譲渡し、運営をお任せすることとしたものであります。

設備の譲渡は、来年4月1日を予定しており、これにより、町の財政負担の軽減や行政の効率化が図られると共に、町民の皆様にとりましては、一層充実したインターネット環境が提供されるなど、さらなるサービスの向上につながるものと考えております。

新年度においては、通信の高速化にかかる設備改修の負担金や、地方債の繰上償還の費用を予算計上いたしております。

そのほか、近年の頻発する豪雨災害を受け、最重点事業に位置づけ、今年度から2か年事業で推進している緊急性の高い河川における堆積土砂の除去や支障木の伐採を、継続して実施していきます。

さらに、平成29年度から整備を進めてきた、国道249号と町道荒屋輪島線を結ぶ、栢木大福寺線の道路新設事業については、新年度において、工事を完了させる予定であり、完成後には、災害時の避難道路としての役割も担う重要な路線として、災害に強いまちづくりに資するものと考えております。

次に、行政情報の電子化についてであります。

国においては、昨年9月にデジタル庁を設置し、脱ハンコ等を皮切りに、行政のデジタル化を強力に推進していこうとしております。

本町としましても、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、ウェブ会議の実施や行政手続きのオンライン化、防災情報の高速デジタル化等の取組を推進すると共に、マイナンバーの普及促進にも取り組んでいるところであります。

新年度においては、行政手続きのオンライン化の一つとして、公共工事等の電子入札を実施いたします。

今年度、検討を重ねながら、システムを導入したところであり、建設工事の請負、コンサルタント等の業務委託の入札を対象として、4月に入札参加事業者向けの説明会を行い、7月から実施していきます。

町としては、今後も、行政のデジタル化を推進し、業務の効率化とさらなる住民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

そのほか、特別会計及び事業会計においては、住民の重要なインフラである水道の老朽管の更新や配水池等の耐震化を着実に進めていくと共に、下水道施設の機能強化を図り、さらに、町立富来病院においては、ワクチン接種をはじめとする感染症対策を強力に推進するなど、住民生活に直結する施策を積極的に推進し、住民福祉の向上を図っていきます。

以上、新年度予算案における主な施策を申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への対応、人口減少や少子高齢化、頻発する自然災害への対応といった課題に正面から取り組み、本町の魅力をさらに引き出し、情報発信して

いくため、各種施策を着実に推進していきます。

そして、何よりも町民の皆様が安心して幸せに暮らし、将来に希望が持てる能登ナンバーワンのまちづくりを目指して、全力で取り組んでいきますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認が1件、令和2年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定、一部改正及び廃止、財産の取得及び処分、令和3年度各会計の当初予算の議案が34件の合わせて35件であります。

承認第1号 専決処分の承認については、令和2年度志賀町一般会計補正予算（第7号）を本年2月5日付けで専決処分しましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

歳入では、ふるさと納税寄附金の増額や新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保にかかる国庫補助金の追加、財政調整基金の繰入を主とし、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる体制整備費用をはじめ、暴風や大雪による倒木処理や除排雪にかかる経費、ふるさと納税寄附金にかかる必要経費等の増額を主として、所要額の補正を行ったものであります。

続いて、議案第1号から議案第8号までは、令和2年度の各会計の補正予算であります。

議案第1号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第8号）については、国の補正予算に伴い、緊急に実施すべき事業費の計上のほか、年度末の事業精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

歳入では、国の補正予算に伴う国庫補助金や補正予算債などの増額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の減収を補填するための減収補填債の発行を主とし、歳出では、大雪による被害の復旧にかかる農業施設等雪害復旧緊急対策事業や、国の補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめ、県営ほ場整備事業、道路メンテナンス事業、栢木大福寺線道路新設事業などを追加計上するほか、各事業の精算見込みによる事業費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第2号から議案第8号までは、令和2年度の特別会計及び事業会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第9号から議案第23号までは、条例の制定、一部改正及び廃止についてであります。

議案第9号 志賀町立富来病院薬剤師等就業支度金貸与条例については、町立富来病院における人材の確保及び医療体制の強化を図るため、当該病院に、薬剤師、保健師、助産師又は看護師として新たに勤務しようとする者に対して、就業支度金を貸与するにあたり、条例を制定するものであります。

議案第10号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、本条例に規定する事務名称等に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、令和3年4月1日施行予定の改正条例に、災害等の非常時や公益上必要な場合など、町長が特に必要と認める場合に、料金を無料とすることができる規定を追加するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例については、令和3年度からの情報発信多重化システムの運用開始に伴い、既存のIP音声告知端末の運用を停止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 志賀町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 志賀町いこいの村能登半島施設等改修基金条例の一部を改正する条例については、基金の使用目的の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により当該施設の収益が悪化し、その維持管理に著しく支障を来す場合、基金の全部又は一部を、その経費に充てることのできる規定を追加するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、医療費助成の対象となる疾病の範囲を、限定した疾病から妊娠又は出産に起因する母体の疾病及び異常分娩の範囲に改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める条文が削除されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の該当期間について、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも介護保険制度の見直しによる厚生労働省令の一部改正に伴い、感染症対策の強化、災害対応等の業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等の規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 志賀町教職員住宅管理条例を廃止する条例については、当該施設は、用途変更し、現在は特別町営住宅として管理していることから、当該条例を廃止するものであります。

議案第24号及び議案第25号は、財産の取得及び処分であります。

議案第24号 財産の取得については、清掃収集に使用する清掃収集車を、有限会社稲荷商会 代表取締役 稲荷茂 から759万5,500円で取得するものであります。

議案第25号 財産の処分については、能登中核工業団地内の工場用地 1万2,380平方メートルを、株式会社ハイレゾ 代表取締役 志倉喜幸 に3,102万円で売却するものであります。

議案第26号から議案第34号までは、一般会計ほか8会計の令和3年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第24号及び第25号（質疑・委員会付託・討論・採決）

寺井強議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第24号及び第25号を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

寺井強議長 これより、両案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

寺井強議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、両案に対する討論に入ります。志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。いずれも採決は、起立によって行います。

まず、町長提出議案第24号 財産の取得について「清掃収集車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出議案第25号 財産の処分について能登中核工業団地内の工場用地を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3月3日から8日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明3月3日から8日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時48分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第1号

例月出納検査の結果について

(令和2年12月24日実施)

(令和3年1月25日実施)

2 議長報告第2号

入札結果調書について

(令和2年12月17日 14件)

(令和2年12月25日 4件)

(令和3年1月21日 12件)

(令和3年1月28日 4件)

(令和3年2月10日 3件)

(令和3年2月18日 1件)

2 議長報告第3号

財政援助団体等監査の結果について